

キラリ わたしの学校

～北小伝統の器械運動～

鬼石北小学校では、20年以上前から器械運動に力を入れて取り組んでいます。そして、毎年6月下旬には「マット運動発表会」を、1月下旬には「跳び箱運動発表会」を開催し、3年生以上の子どもたち全員が、保護者や地域の皆さんに練習で磨いた技を披露しています。

指導する先生が入れ替わっても長年にわたり、こうした取り組みが継続できている理由の1つに、北小伝統の準備運動があります。マット運動、跳び箱運動それぞれ異なる準備運動をしっかり行うことにより、それぞれの運動の基本が自然と身につくようになっています。この準備運動が確実にできるようになると難易度の高い技の習得が可能となるので、1年生から、この準備運動を続けて行っています。

鬼石北小学校

問い合わせ 学校教育課(☎508212)
鬼石北小学校(☎52754)



↑1年生は6年生から直接アドバイスをしてもらうことで、伝統の準備運動を受け継ぎます。

もう1つは、高学年は低学年のお手本として、低学年は高学年を目標として、お互いを高め合う学校の風土にあります。オリエンテーションでは6年生が1年生とペアになり、準備運動を教えます。6年生は「1年生に伝わりやすい言葉を使うよう心掛けた」と話します。また、発表会が近くなると、3年生以上は合同練習を行います。下の学年の児童は上の学年の児童の技を目の当たりにして憧れを抱き、「あの技ができるようになりたい」と練習への意欲にもつながっています。反対に上の学年の児童は、下の学年の児童に「カッコイイ姿を見せたい」などと、お互いに良い影響を与え合いながら、より難易度の高い技の習得を目指して練習に取り組んでいます。



Name
木下 心くん (きのした もとむ)、宮越 綾さん (みやこし あや)、旗野 颯来さん (はたの そら)

本の出会い

図書館司書がセレクトした新刊情報

開館時間 午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日は午後5時まで)
休館日 月曜日
問い合わせ 図書館(☎21669)

額を紡ぐひと



著者▷谷 瑞恵
事故で婚約者を失った額装師・奥野夏樹。手放せない思い出にふさわしい居場所をつくる彼女の元には一見額装不可能で、いわくありげな依頼ばかりやってくる。

シロウト夫婦のきょうも畑日和



著者▷金田 妙
休日には街へ出て買い物や外食ばかりの夫婦が、ある日突然農園を借りた！オシャレな菜園に憧れて失敗したり、できた野菜を動物に食われたり……。畑は二人の暮らしを変えていく。

日本再興戦略



著者▷落合 陽一
今後の世界の中で日本が再興するにはどんな戦略が必要なのか。テクノロジー、政治、経済、外交、教育、リーダーなどの切り口から、この国と日本人のグランドデザインを描く。

人権を考える

問い合わせ 生涯学習課(☎226888)

～全ての人の人権が尊重されるために～

基本的人権の尊重

日本国憲法の3大原則の一つに「基本的人権の尊重」があります。これは、国民の誰もが生まれながらに持っている権利で、差別されない権利や自由に生きる権利などをいいます。しかし、現実の社会では差別や偏見に基づく人権侵害が少なくありません。

人権侵害の具体例

法務省の人権擁護機関が平成29年に公表した「人権侵害事件」の状況から、事件全体における差別待遇件数の割合が減少しているにも関わらず、近年、障がい者に対する差別待遇件数が増加していることが分かっています。障がいがあるという理由だけで、就業や入学を断られたり、賃貸住宅への入居を断られたりという人権問題が起きています。また、同和地区出身という理由で周囲から結婚を反対されたリ、インターネット上に同和地区と称する具体的地名を書き込んだりするなどの差別や偏見を助長するような書き込みが後を絶ちません。これが原因で、精神的に大きな痛みを受け、中には自殺に追い込まれる場合もあります。さらに、特定の民族や国籍の人に対して、「自分の国に帰れ」などと街宣活動をしたり、これらの様子を動画でインターネット上に流したりするなど、外国人に対する人権問題も存在しています。

差別解消法の成立

平成28年には差別の解消を目指して、次の三つの法律が成立しました。一つ目は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法)」です。これは「障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指す」というもので、ノーマライゼーションの理念を一層定着させるための法律です。二つ目は「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別の解消の推進に関する法律)」です。

正しい理解を

残念ながら今もなお、差別や偏見は存在しています。差別や偏見に基づいた言動は、人権侵害にあたる重大な人権問題です。人権とは、「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」であり、違いを認め合う心によって守られるものです。人権侵害をしない、させないためにも、日頃から一人一人が人権問題に関心を持ち、正しい理解をしていくことが大切です。

別解消推進法」です。この法律は「部落差別は現存し、許されない」との認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的としています。三つ目は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」です。これは、「わが国以外の出身者に対する不当な差別的言動のない社会にするよう努めなければならない」という法律です。